

生活介護に係る報酬・基準について 《論点等》

生活介護の概要

○対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者

- ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である者

○サービス内容

主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供

○主な人員配置

利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、利用者の平均障害支援区分等に応じた人員配置の基準を設定

- サービス管理責任者
- 生活支援員等 6:1～3:1

○報酬単価(平成27年4月～)

■基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害支援区分に応じ所定単位数を算定。

■定員21人以上40人以下の場合

(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※未判定の者を含む
1,139単位	851単位	599単位	539単位	491単位

■主な加算

人員配置体制加算(33～265単位)

→直接処遇職員を加配(1.7:1～2.5:1)した事業所に加算

※ 指定生活介護事業所は区分5・6・準ずる者が一定の割合を満たす必要

訪問支援特別加算(187～280単位)

→連続した5日間以上利用がない利用者に対し、居宅を訪問して相談援助等を行った場合(1月に2回まで加算)

延長支援加算(61～92単位)

→営業時間である8時間を超えてサービスを提供した場合(通所による利用者に限る)

○事業所数 9,730(国保連平成29年4月実績)

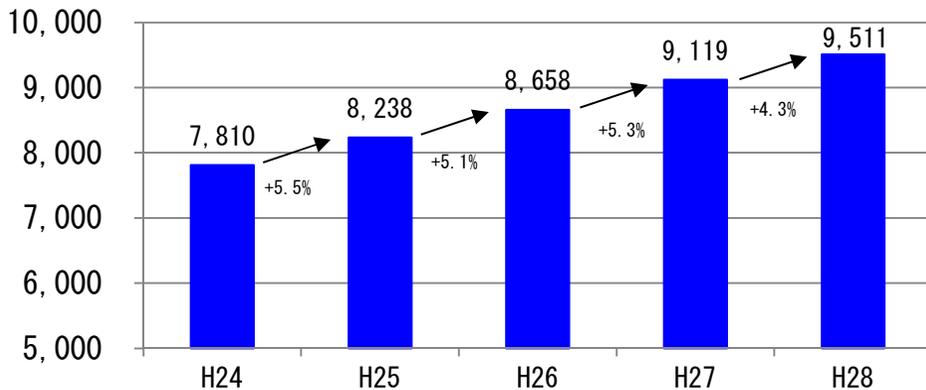
○利用者数 275,393(国保連平成29年4月実績)

生活介護の現状

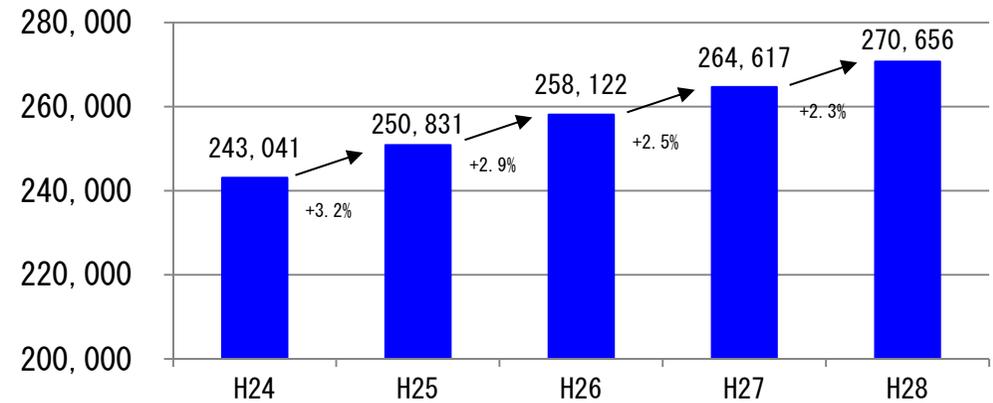
【生活介護の現状】

- 平成28年度の費用額は約6,710億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の約30.7%を占めている。
- 総費用額、利用者数及び事業所数については、毎年度増加している。

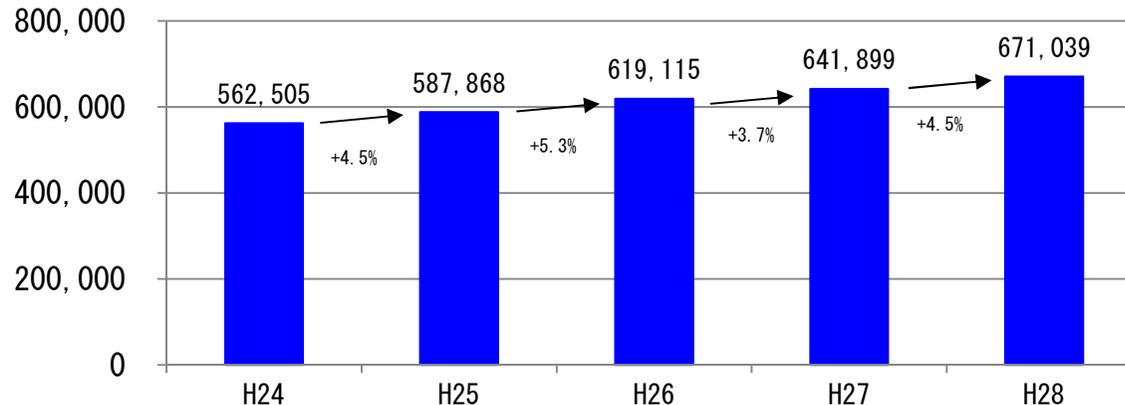
事業所数の推移(一月平均(か所))



利用者数の推移(一月平均(人))



総費用額の推移(百万円)



※出典:国保連データ

関係団体ヒアリングにおける主な意見①

No	意見等の内容	団体名
1	○看護職員を2人以上、3人以上と配置している場合には、その実態に応じて、更なる加算による評価をお願いしたい。	全国身体障害者施設協議会 他 (同旨：全国重症心身障害日中活動支援協議会)
2	○現行の人員配置体制加算では、直接処遇職員の数(常勤換算)が、(Ⅰ)利用者数を1.7で除した数以上、(Ⅱ)2で除した数以上、(Ⅲ)2.5で除した数以上配置されている場合に加算されるが、利用者の安全・安心な生活を保障するため、従来の区分に加え、新たに直接処遇職員の数が利用者数を1.7で除した数を超える人員を配置した場合の区分の新設や、通院対応を評価する加算等の新設をお願いしたい。また、その際に現行の報酬の水準を確保いただきたい。	全国身体障害者施設協議会 他 (同旨：日本知的障害者福祉協会、全国地域生活支援ネットワーク、全国重症心身障害日中活動支援協議会)
3	○生活介護事業所であっても、実際の利用者の状態像が「療養介護事業」の対象となる場合などは、柔軟に支給決定日数を「最大1ヵ月の日数」とし、必要な体制を確保できるようにすることを検討していただきたい。 ○あわせて、障害者支援施設が行う生活介護事業の土日の開所にかかる費用については、施設入所支援の報酬に含まれているとの説明もあったが、実態に見合った報酬単価であるかを検証いただきたい。	全国身体障害者施設協議会
4	○報酬改定検討チーム第1回資料によれば、生活介護の区分4以上の者は増加傾向にあることから、重度障害者を支える生活介護のニーズはますます高まっているが、生活介護事業は、平成24年・27年の報酬改定において基本報酬が下げられ、また、人員配置体制加算も減額されている。常時介護を要する重度の障害者の日中活動を支える生活介護事業の質が低下することがないように、現行報酬水準を維持するとともに、更なる対応が必要である。	日本知的障害者福祉協会
5	○生活介護事業は、日常生活支援・社会参加支援・医療的ケア・運動支援・機能訓練・生活訓練・創作活動・余暇活動・生産活動など、個別支援計画に基づき利用者のニーズに応じた多様な支援を総合的に提供しているため、支援内容やプログラムによって評価に差を設けることは困難であると考えます。	
6	○生活介護はより重度の人が使えるような報酬の適正化をすべき。	DPI日本会議
7	○生活介護の利用対象者の見直しと、提供しているサービスの内容に基づく報酬の再編を行うべき。 (1) 生活介護の対象者を常時介護が必要な者(原則として区分4以上)とするなどの見直し (2) 包括的、一律的な報酬から、提供するサービス内容(送迎、医療的ケア、訓練、入浴等)を評価した報酬	
8	○同じ障害支援区分6であっても、全身性障がいや有する重症児者のケアにはより手厚い人員配置が必要である。現行の1.7対1を超える1.4対1の人員基準を新設すべき。	
9	○超重症児等への医療的ケアには現行基準を大幅に超える手厚い看護配置が必要である。医療的ケア児者の受け入れを促進するために、必要な医療的ケアに応じて、医療的ケア児者加算、準超重症児者加算、超重症児者加算を新設すべき。	全国重症心身障害日中活動支援協議会
10	○超重症児者等の医療的ケアに対応するために人員基準を上回って看護職員を加配している現状を踏まえ、利用者と看護職員の配置比率(7.5対1、5対1、3対1)に応じた加算を新設すべき。	
11	○重症児者はリハビリテーションの重要性及びニーズが高いが、リハビリテーション加算の報酬が低く算定事業所が少ない。専門的なリハビリテーションに対する評価を充実すべき。	
12	○日々の体調の変化や長期入院等による重症児者特有の欠席に対応した措置 重症児者の平均出席率は70%前後であり、欠席対応加算が必要である(小規模事業所ほど、影響大で、廃業の危険性大)。	

関係団体ヒアリングにおける主な意見②

No	意見等の内容	団体名
13	○小規模事業所でも生活介護を実施できるよう、定員の特例や医療的ケア者受入れ加算を創設すべき。	日本医師会
14	○障害福祉利用額のもっとも多い生活介護については、報酬の減額等の適正化必要である。 ○適正化するにあたっては、支援区分や事業規模を考慮することが必要であり、適正化の一方、例えば小規模で強度行動障害者等の重度障害者を中心に支援している事業所は評価されるべき。	全国地域生活支援ネットワーク
15	○強度行動障害者に対する適切な支援を推進するため、強度行動障害者支援者養成研修を受講した場合の加算を新設すべき。	
16	○小規模の生活介護事業等が新設が推進されるよう、前年度の利用定員90%想定の人員配置について見直しを求める。	

生活介護に係る報酬・基準について

生活介護に係る論点

論点1 常勤看護職員等配置加算の拡充

論点2 開所時間減算の取扱い

【論点1】常勤看護職員等配置加算の拡充

現状・課題

- 平成27年度報酬改定において、常勤看護職員等配置加算が新設されたが、同加算の要件は「常勤換算1名以上」のみであり、何人配置していても同じ評価である。
(加算の単位数)

・ 利用定員20人以下	28単位／日	・ 利用定員21人以上40人以下	19単位／日
・ 利用定員41人以上60人以下	11単位／日	・ 利用定員61人以上80人以下	8単位／日
・ 利用定員81人以上	6単位／日		
- 生活介護事業所(全体)については、看護職員の常勤換算職員数は、1.0人以上1.5人未満の事業所が35.8%と最も多い。また、それよりも手厚い配置では2.0人以上2.5人未満の事業所が11.1%となっている。
- また、利用者の重度化・高齢化が進んでおり、また、医療的ケアが必要な利用者が増えていることから、医療的ケアが提供できる看護職員の必要性は増している。
- 関係団体からは、「多くの医療的ケアを必要とする利用者に質の高いケアを提供することが求められており、看護職員を複数配置することが必要な実態にあることから、看護職員を2人以上、3人以上と配置している場合には、その実態に応じて、更なる加算による評価をお願いしたい。」との要望を受けている。

論 点

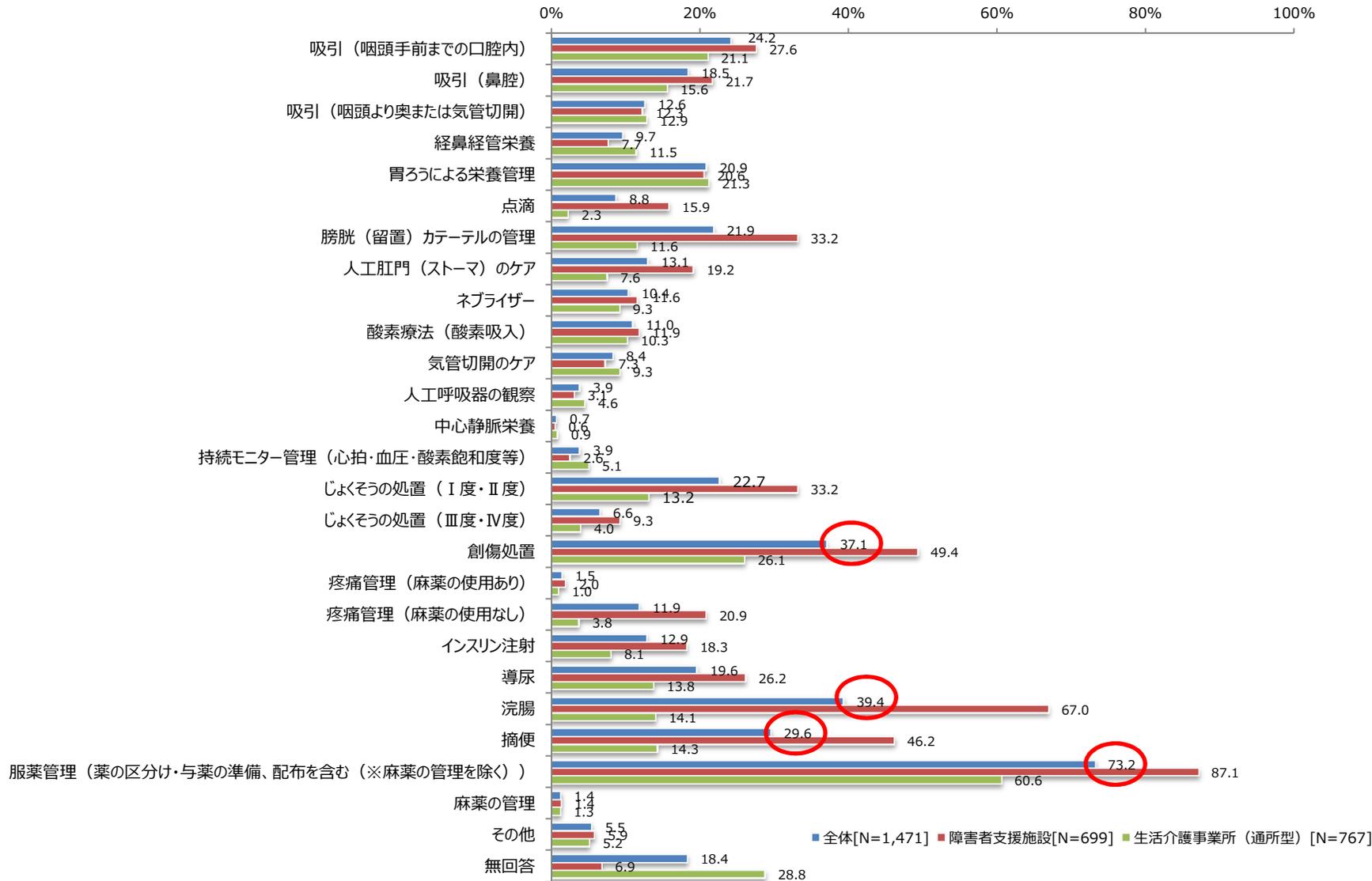
- 多くの医療的ケアを必要とする利用者に質の高いケアを提供することが求められ、看護職員を複数配置しなければならない状況や、医療的ケア提供体制の充実を図る観点から、看護職員の配置状況等の実態を踏まえ、現行の加算の区分を追加し、更なる評価を行うことにはどうか。



- 常勤看護職員等配置加算について、生活介護における人員配置にかかる費用の実態等を踏まえつつ、医療的ケアが必要な障害者を一定以上受け入れる場合、新たに配置基準2人以上の区分を設けてはどうか。

事業所で対応している医療的ケア

○ 事業所で対応している医療的ケアについては、事業所形態全体では、「服薬管理(薬の区分け・与薬の準備、配布を含む(※麻薬の管理を除く))」が73.2%、「浣腸」が39.4%、「創傷処置」が37.1%、「摘便」が29.6%となっている。



看護職員の常勤換算職員数(分布)【表】

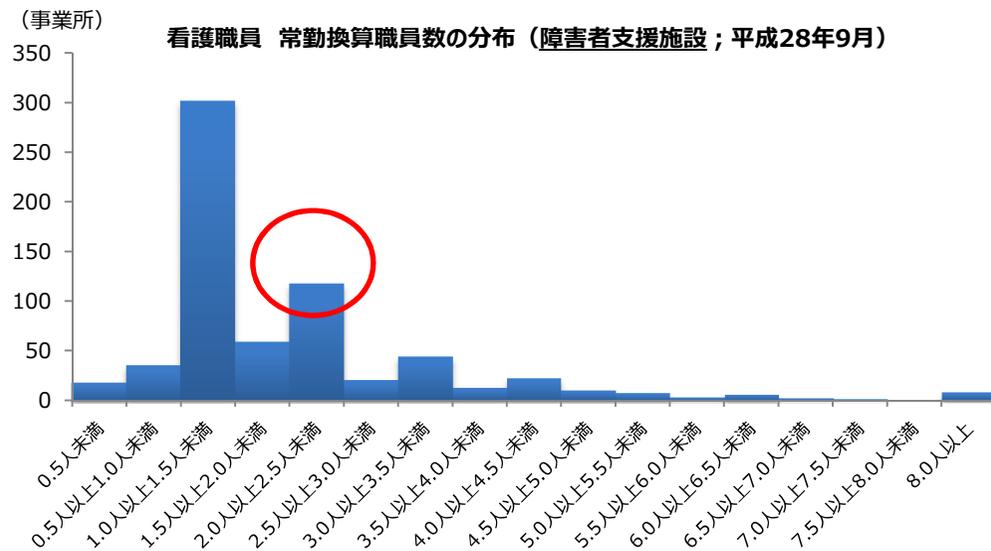
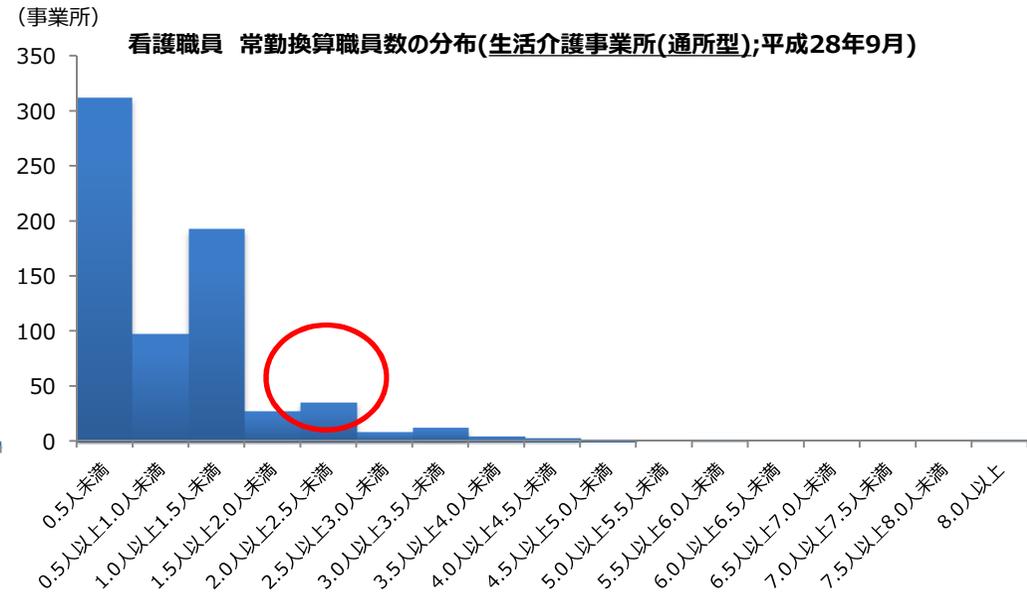
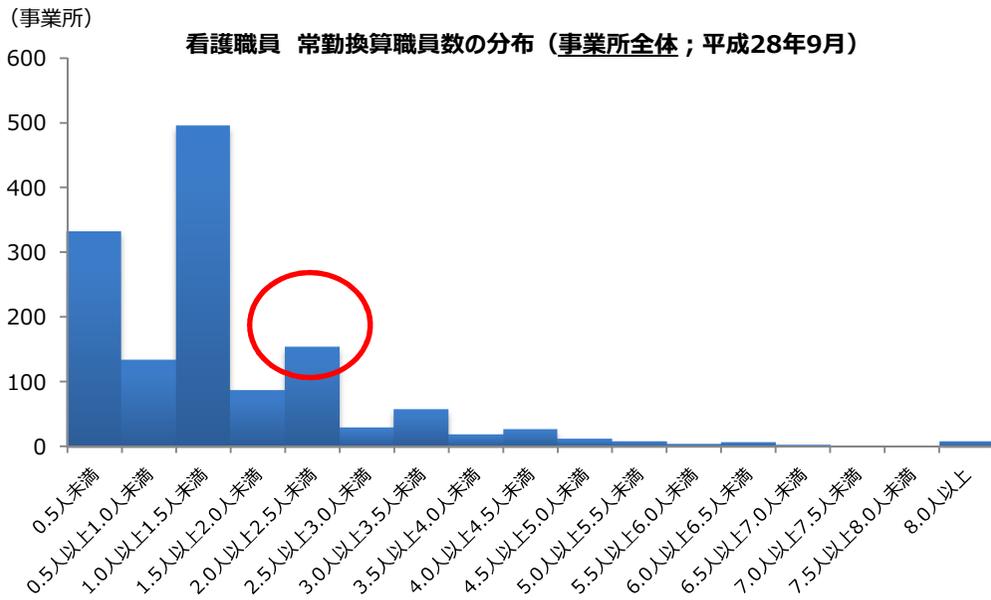
○ 職員数のうち、看護職員の常勤換算職員数の分布は以下のとおりとなっている。事業所形態全体では、1.0人以上1.5人未満の事業所が35.8%と最も多い。また、それよりも手厚い配置では2.0人以上2.5人未満の事業所が11.1%となっている。

(事業所)	平成28年9月						平成27年9月						平成27年3月					
	全体		障害者支援施設		生活介護事業所(通所型)		全体		障害者支援施設		生活介護事業所(通所型)		全体		障害者支援施設		生活介護事業所(通所型)	
	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合
0.5人未満	333	24.1%	19	2.8%	312	44.5%	350	25.3%	32	4.7%	316	45.1%	352	25.4%	35	5.1%	315	44.9%
0.5人以上1.0人未満	134	9.7%	36	5.3%	98	14.0%	143	10.3%	39	5.7%	104	14.8%	142	10.3%	38	5.6%	104	14.8%
1.0人以上1.5人未満	495	35.8%	301	44.3%	193	27.5%	500	36.1%	310	45.6%	189	27.0%	508	36.7%	317	46.6%	190	27.1%
1.5人以上2.0人未満	88	6.4%	60	8.8%	28	4.0%	81	5.9%	58	8.5%	23	3.3%	81	5.9%	55	8.1%	26	3.7%
2.0人以上2.5人未満	154	11.1%	118	17.4%	36	5.1%	155	11.2%	112	16.5%	43	6.1%	142	10.3%	105	15.4%	37	5.3%
2.5人以上3.0人未満	30	2.2%	21	3.1%	9	1.3%	24	1.7%	20	2.9%	4	0.6%	31	2.2%	24	3.5%	7	1.0%
3.0人以上3.5人未満	58	4.2%	45	6.6%	13	1.9%	49	3.5%	38	5.6%	11	1.6%	46	3.3%	36	5.3%	10	1.4%
3.5人以上4.0人未満	19	1.4%	14	2.1%	5	0.7%	14	1.0%	11	1.6%	3	0.4%	13	0.9%	10	1.5%	3	0.4%
4.0人以上4.5人未満	27	2.0%	23	3.4%	4	0.6%	20	1.4%	15	2.2%	5	0.7%	20	1.4%	17	2.5%	3	0.4%
4.5人以上5.0人未満	12	0.9%	11	1.6%	1	0.1%	13	0.9%	13	1.9%	0	0.0%	12	0.9%	10	1.5%	2	0.3%
5.0人以上5.5人未満	8	0.6%	8	1.2%	0	0.0%	10	0.7%	9	1.3%	1	0.1%	8	0.6%	8	1.2%	0	0.0%
5.5人以上6.0人未満	5	0.4%	4	0.6%	1	0.1%	7	0.5%	6	0.9%	1	0.1%	6	0.4%	6	0.9%	0	0.0%
6.0人以上6.5人未満	7	0.5%	7	1.0%	0	0.0%	3	0.2%	3	0.4%	0	0.0%	4	0.3%	4	0.6%	0	0.0%
6.5人以上7.0人未満	3	0.2%	3	0.4%	0	0.0%	3	0.2%	3	0.4%	0	0.0%	1	0.1%	1	0.1%	0	0.0%
7.0人以上7.5人未満	2	0.1%	2	0.3%	0	0.0%	2	0.1%	2	0.3%	0	0.0%	3	0.2%	3	0.4%	0	0.0%
7.5人以上8.0人未満	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	1	0.1%	0	0.0%	3	0.2%	3	0.4%	0	0.0%
8.0人以上	9	0.7%	8	1.2%	1	0.1%	9	0.7%	8	1.2%	1	0.1%	12	0.9%	8	1.2%	4	0.6%
合計	1,384	—	680	—	701	—	1,384	—	680	—	701	—	1,384	—	680	—	701	—

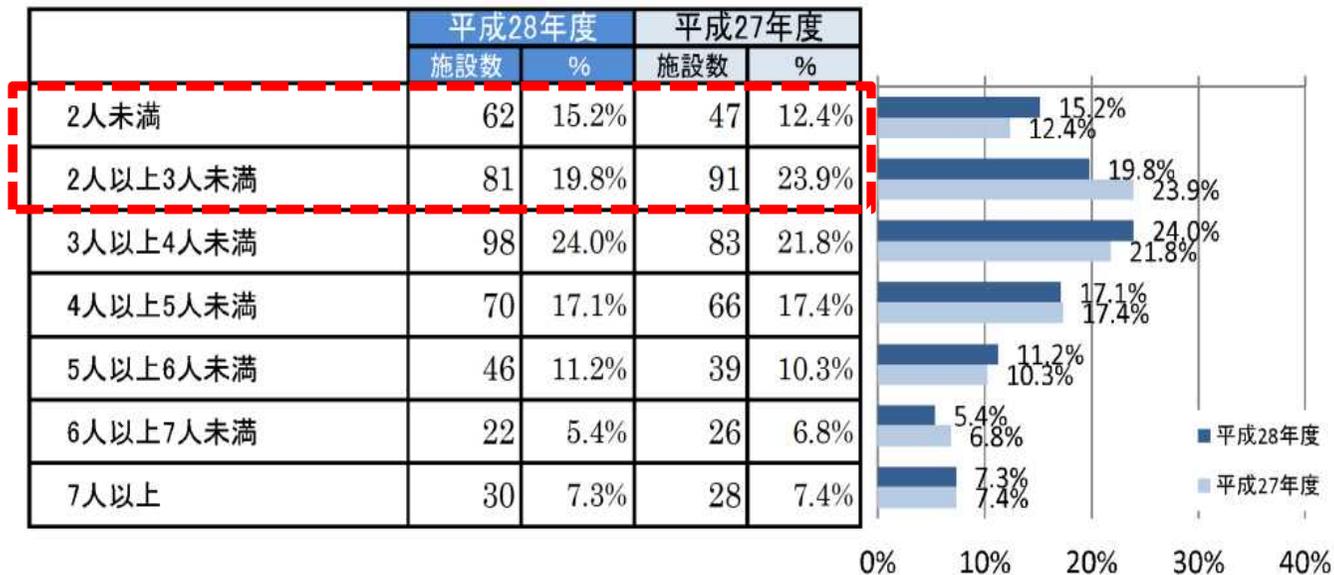
(出典:平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査(平成28年度調査)「生活介護における支援に関する調査」)

看護職員の常勤換算職員数(分布)【グラフ】

○ 職員数のうち、看護職員の常勤換算職員数の分布は以下のとおりとなっている。事業所形態全体では、1.0人以上1.5人未満の事業所が35.8%と最も多い。また、それよりも手厚い配置では2.0人以上2.5人未満の事業所が11.1%となっている。



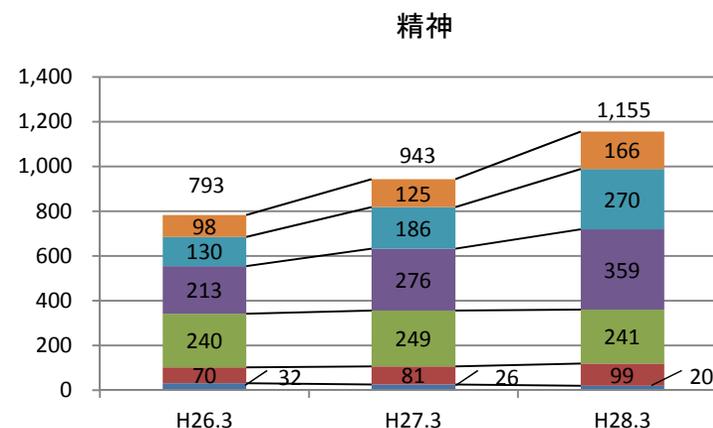
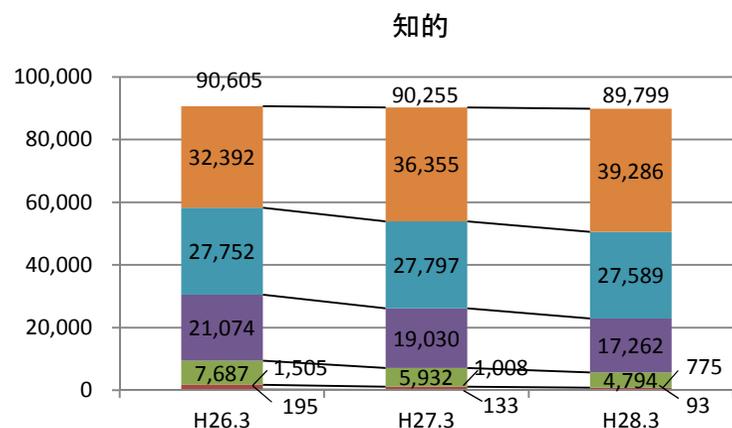
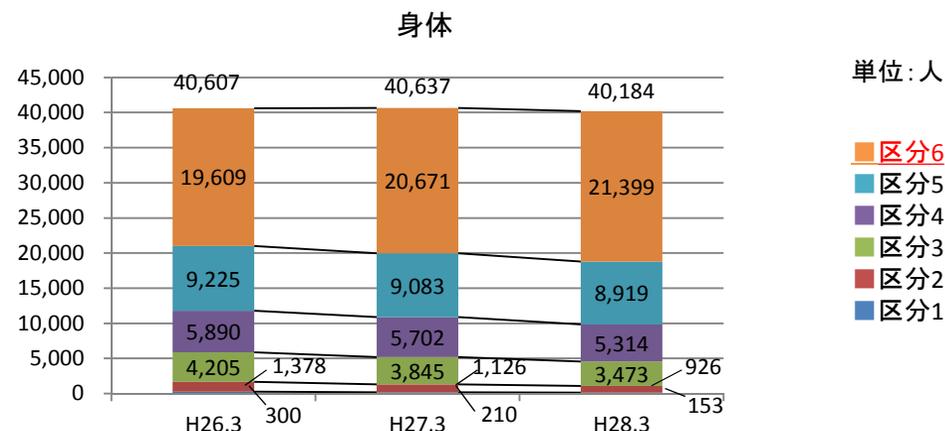
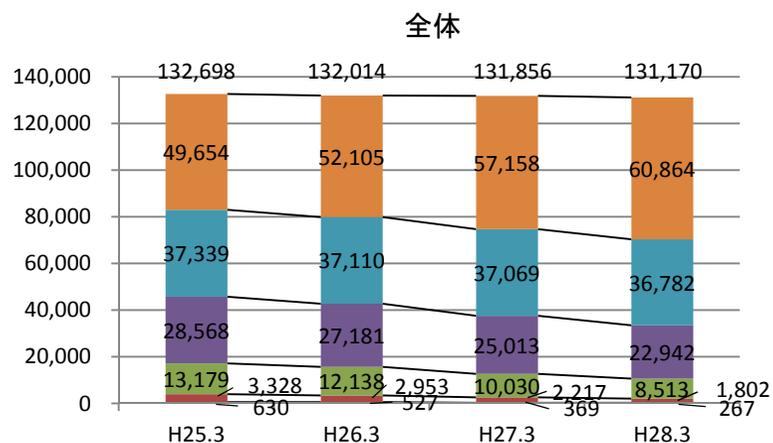
<看護職員(保健師・看護師・准看護師)の常勤換算後の人数の分布>



(出典：全国身体障害者施設協議会「平成28年度会員施設基礎調査」)

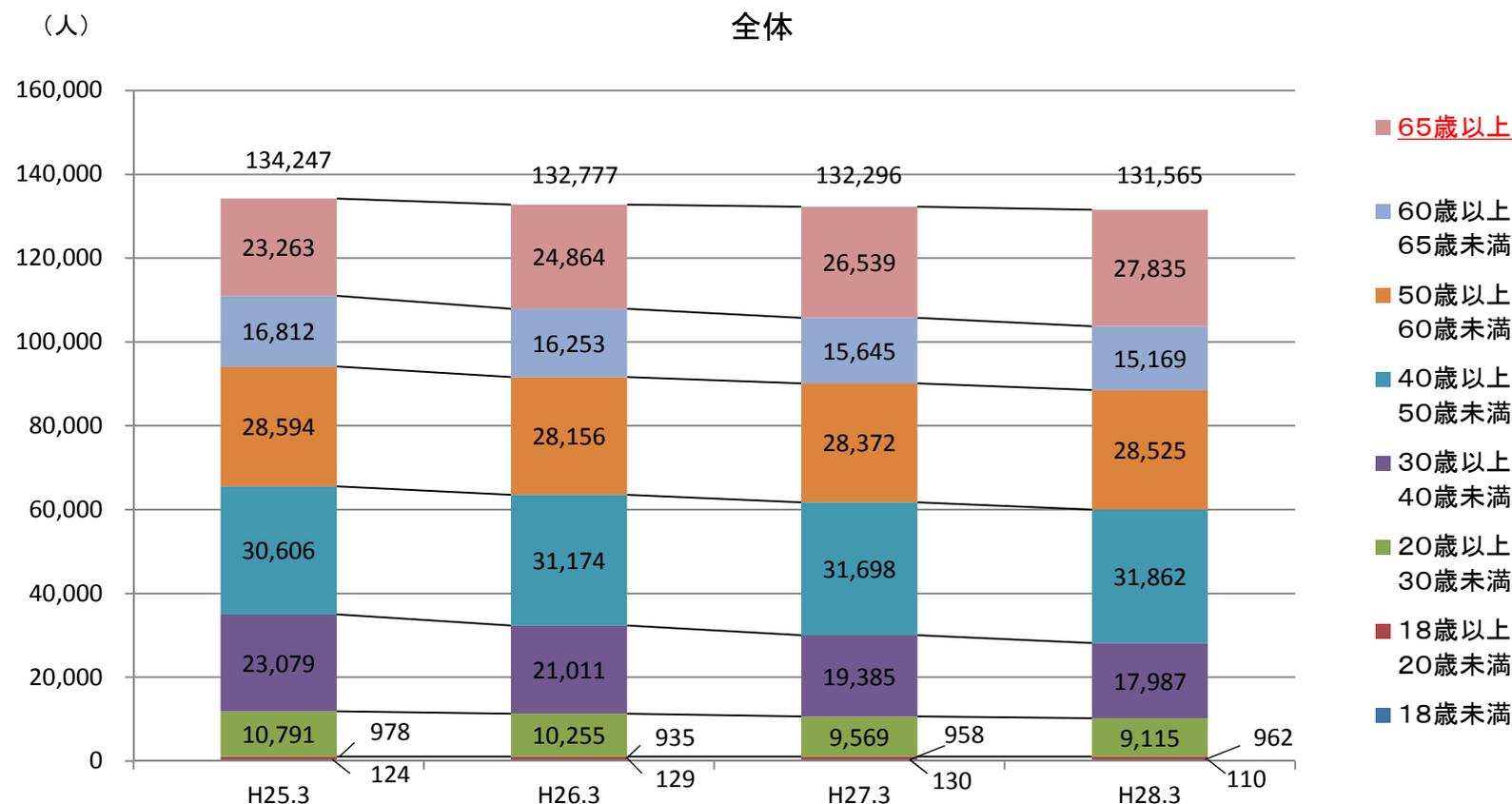
施設入所支援の利用者数の推移（障害支援区分別）

- 障害支援区分別の利用者数について、28年3月時点の利用者数を25年3月時点の利用者数と比較すると、区分1については57.6%減少、区分2については45.9%減少、区分3については35.4%減少、区分4については19.7%減少、区分5については1.5%減少、区分6については22.6%増加している。
- 障害種別でみると、28年3月時点の利用者数を26年3月時点の利用者数と比較すると、区分6については、身体障害者は9.1%増加、知的障害者は21.3%増加、精神障害者は69.4%増加している。



施設入所支援の利用者数の推移（年齢階級別）

○ 年齢階級別の利用者数について、28年3月時点の利用者数を25年3月時点の利用者数と比較すると、18歳未満については11.3%減少、18歳以上20歳未満については1.6%減少、20歳以上30歳未満については15.5%減少、30歳以上40歳未満については22.1%減少、40歳以上50歳未満については4.1%増加、50歳以上60歳未満については0.2%減少、60歳以上65歳未満については9.8%減少、65歳以上については19.7%増加している。



【論点2】開所時間減算の取扱い

現状・課題

- 財務省の平成28年度予算執行調査(生活介護)の調査結果において、「短時間利用の実態を踏まえ、開所時間減算の在り方等について、利用時間も勘案して見直すべきではないか。特に、通所サービス利用者は、6時間以下の利用が約半数となっていることから、利用実態に合わせた見直しを行うべきではないか。」とされている。

(減算の概要)

運営規程に定められている営業時間(送迎のみを行う時間は含まない)が6時間未満の場合

- ・ 開所時間4時間未満 基本単位数の70%を算定
- ・ 開所時間4時間以上6時間未満 基本単位数の85%を算定

- 「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査(平成28年度調査)」の調査結果では、利用時間別実利用者数は、障害者支援施設では「8時間以上」、生活介護事業所(通所型)では「6～7時間」の利用者が最も多くなっている。一方、6時間未満の利用者は、障害者支援施設、生活介護事業所(通所型)のいずれにおいても、それらと比較して少数となっている。

論 点

- 利用時間の実態を踏まえ、開所時間の在り方等について、検討を行うことにしてはどうか。



- 極端な開所時間の実態を踏まえ、現行の当該減算の減算幅を見直すことにしてはどうか。

- 具体的には、開所時間4時間未満については、基本単位数の50%を算定(現行は70%)、開所時間4時間以上6時間未満については、基本単位数の70%を算定することにしてはどうか(現行は85%)。
また、利用時間が5時間未満(送迎のみを行う時間は含まない)の利用者が事業所の全利用者の一定以上の場合、基本単位数の70%を算定することにしてはどうか。

利用時間別実利用者数

- 平成28年9月における、1日平均利用時間別の実利用者数を聞いたところ、事業所形態全体では、1事業所あたりの平均で、「8時間以上」の利用者が最も多く、平均12.2人、次いで「6～7時間」の利用者が平均11.2人となっている。事業所形態別で見ると、障害者支援施設では「8時間以上」の利用者が多く、生活介護事業所（通所型）では「6～7時間」の利用者が多くなっている。【図1】
- 運営規程の主たる対象の障害種別で、1日平均利用時間別の実利用者数を見ると、身体障害を対象としている事業所では「8時間以上」の利用者、知的障害を対象としている事業所では「6～7時間」と「8時間以上」の利用者が最も多くなっている。【図2】
- 利用者1人あたりの1日平均利用時間については、事業所形態全体では、平均で6.7時間となっている。【表1】

図1 利用時間別実利用者数（事業形態別）

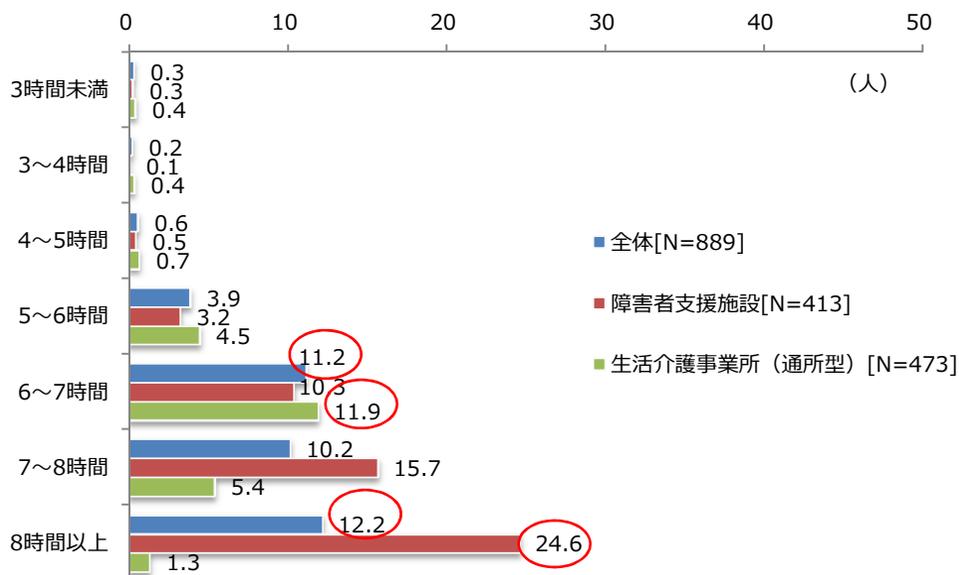


図2 利用時間別実利用者数（主たる対象の障害種別）

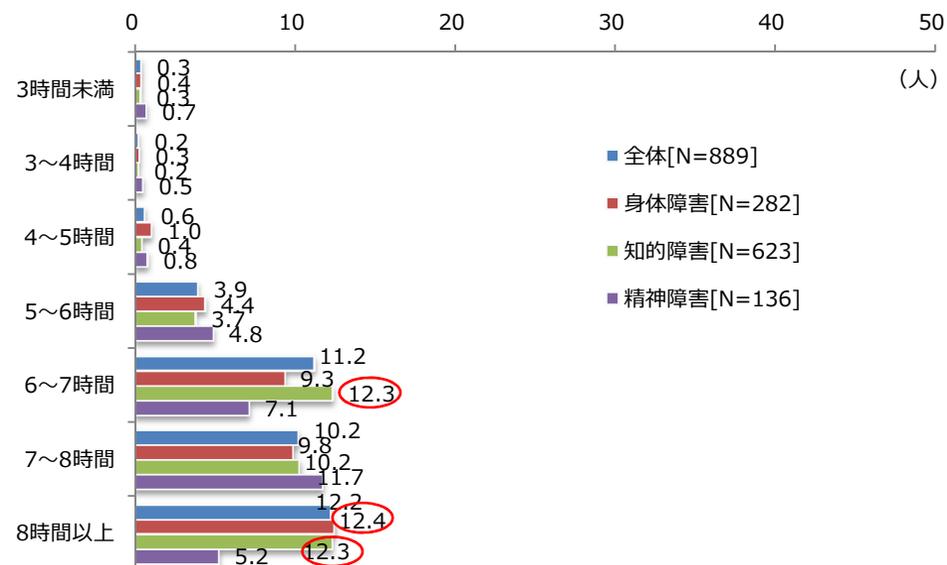


表1 利用者1人あたりの1日平均利用時間

	全体[N=1,287]	障害者支援施設 [N=632]	生活介護事業所 (通所型) [N=652]
平均（時間/人）	6.7	7.3	6.2

総括調査票

調査事案名	障害福祉サービス（生活介護）			調査対象 予算額	平成27年度：947,536百万円の内数 (参考：平成28年度：984,959百万円の内数)		
省庁名	厚生労働省	組織	厚生労働本省	会計	一般会計	調査主体 取りまとめ財務局	共同 (関東財務局)

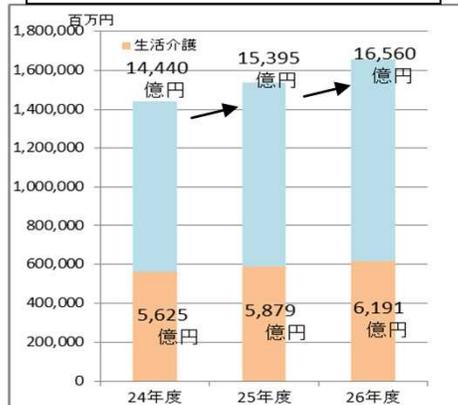
①調査事案の概要

- 障害福祉サービスとは、障害者総合支援法(平成17年法律第123号)に基づき、市町村が支弁する自立支援給付費の支給に要する費用の一部を負担することにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とするもの。このうち生活介護は、障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の必要な便宜を供与するものである。
- 対象者：障害支援区分3以上の者等(身体障害、知的障害、精神障害、難病、障害児)
- サービス内容：身体介護（入浴、排せつ及び食事等の介護）、創作的活動（造形、絵画、園芸等）、生産活動（事業所内での軽作業等）の機会の提供
- 実施主体：市町村
- 負担率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

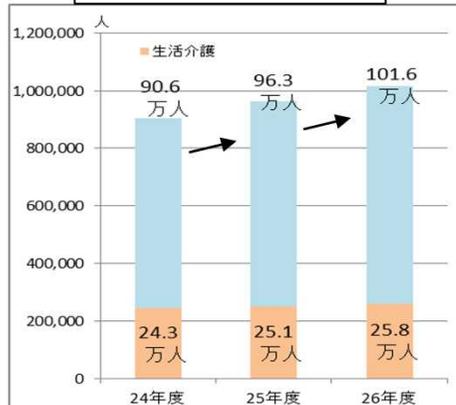
【生活介護の現状及び利用者の現状】（出典：国保連データ）

- 生活介護の総費用額は6,191億円（26年度）、利用者数は25.8万人（26年度月平均）、一人当たり月額費用は20.2万円（27年12月）となっている。これは障害福祉サービス全体の中で、総費用額の約4割、利用者数の約3割を占めている。また、一人当たり日額費用で比較したところ、日中活動系のサービス中、単価が最も高額となっている。
- 生活介護の報酬は、一日を単位とした支払いとなっているが、営業時間が6時間未満の場合に報酬を減算する「開所時間減算」制度が設けられている。

障害福祉サービス総費用額の推移



利用者数（月平均）の推移



サービス種類	一人当たり費用額（日額）
生活介護	10,482
短期入所	9,588
療養介護	8,399
自立訓練（生活訓練）	7,729
就労移行支援	9,601
就労継続支援（B型）	6,960

(注) 国保連データ（27年12月）を基に作成

総 括 調 査 票

調査事業名 障害福祉サービス（生活介護）

②調査の視点

1. 生活介護に対する基本報酬は、事業所の開所時間に応じて減算されることとなっているが、サービスの利用時間など、その利用・提供実態を十分踏まえたものとなっているか。

2. 通所のための送迎について、基本報酬に含まれているとされるが、送迎の実態を踏まえたものとなっているか。

③調査結果及びその分析

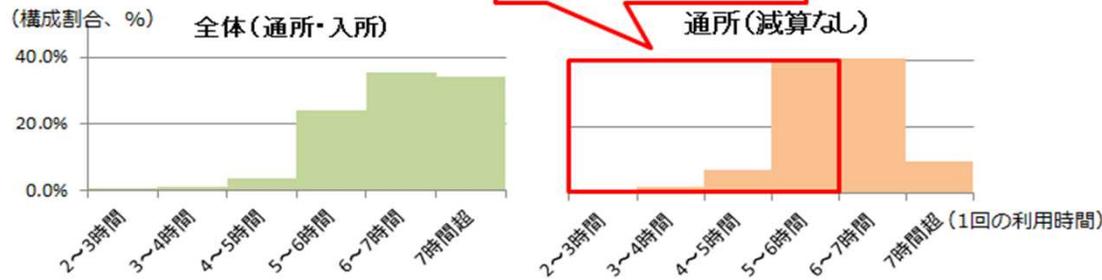
1. サービスの利用・提供実態について

サービスの利用・提供実態について、事業所の通所、入所の別、開所時間減算（以下「減算」という。）の有無の別に利用時間などを調査した。

(1) 利用者のサービス利用実態について

営業時間が6時間以上であり減算の対象となっていない通所事業所のサービス利用者のうち、6時間以下（15分未満切り捨て、以下同じ。）の利用にとどまっている者が約5割となっている。

○ 利用者毎の利用時間分布

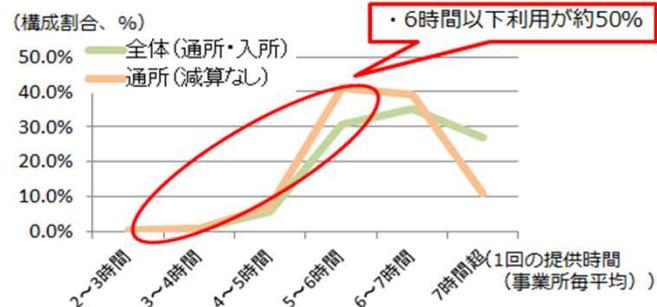


基本報酬は1日単位での利用が想定されており、全体としては6時間超の利用が約7割となっているが、通所施設のサービス利用者については6時間以下の利用が約5割となっている。
営業時間に応じた減算制度はあるものの、利用時間等の実態を勘案した報酬とすることの是非を検討すべきではないか。

(2) 事業所のサービス提供実態について

(1)と同様、営業時間が6時間以上であり減算の対象となっていない通所事業所において、サービスの平均利用時間が6時間以下の事業所が約5割となっており、また、5時間以下の利用が全体の3割を超える事業所が641事業所あった。

○ 事業所毎の平均利用時間分布



下記の区分の利用が3割を超える事業所数 (通所・減算なし事業所)					
調査対象事業所数	1時間以下	2時間以下	3時間以下	4時間以下	5時間以下
5,752	4	12	54	156	641

(各々重複計上している。)

減算の対象となっていない事業所においても、6時間以下のサービス利用が一定割合を占めている事業所がある。このような事業所が、例えば8時間サービス提供を行っている事業所と同額の報酬を得ることについて、利用実態に合わせた見直しを行うべきではないか。

総 括 調 査 票

調査事業名 障害福祉サービス（生活介護）

③調査結果及びその分析

2. 送迎の実態について

送迎の実態について、実際に送迎を利用している者の割合や、共同生活援助（以下「グループホーム」という。）との併設状況などを調査した。

(1)送迎の状況について

基本的な送迎は、基本報酬に含まれているが、一定数以上の利用者が利用する送迎を実施している場合、「送迎加算」制度が設けられている。調査対象事業所のうち、送迎を実施している事業所は約 8 割であったが、利用者のうち送迎を利用している者は全体の 4 割を下回っていた。

○ 事業所における送迎の状況

(単位：ヶ所、%)

調査対象 事業所数	うち送迎 加算あり (①)	うち送迎 加算なし	送迎実施 事業所数 (②)	うち送迎 加算なし (②-①)
2,796	1,799	997	2,158	359
	64.3%	35.7%	77.2%	12.8%

○ 生活介護利用者の送迎の利用状況

(単位：延べ人、%)

生活介護 利用者数	送迎 利用者数	送迎利用 割合
381,767	142,433	37.3%

6 割を超える利用者が送迎を利用しておらず、基本報酬に含まれているとされている基本的な送迎を送迎加算なしで実施している事業所が約 1 割にとどまる実態を考慮すると、見直しを検討すべきではないか。

(2)グループホームとの併設状況について

全国の登録簿を調査したところ、生活介護事業所のうち、グループホームと同一住所にある事業所が 392 事業所あった。

また、事業所に対してアンケート調査を実施したところ、同じ建物で双方のサービスを提供している事業所が 84 あり、そのうち 66 事業所が送迎加算対象の事業所であった。

同じ建物内に住まいの場とサービス提供の場がある場合には、送迎の実態を踏まえて、報酬の在り方の見直しが必要ではないか。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 短時間利用の実態を踏まえ、開所時間減算の在り方等について、利用時間も勘案して見直すべきではないか。

特に、通所サービス利用者は、6 時間以下の利用が約半数となっていることから、利用実態に合わせた見直しを行うべきではないか。

2. 「基本的な送迎」は基本報酬に含まれていることを前提として、利用実態を考慮し、これに係る報酬の在り方の見直しを検討すべきである。

また、同じ建物内で生活介護とグループホームが提供されているような場合には、送迎の実態を踏まえ、報酬の在り方を見直すべきではないか。